

ラオス人民民主共和国

意匠に関する決定

科学技術省

No. 35/MOST 首都ビエンチャン，2021年1月20日

目次

- 第1章 総則
 - 第1条 目的
 - 第2条 意匠
 - 第3条 定義
 - 第4条 意匠保護を受けられる者

- 第2章 意匠出願
 - 第5条 意匠証明書を取得するための要件
 - 第6条 意匠登録出願の手続
 - 第7条 意匠登録出願書類一式
 - 第8条 出願日を取得するための最低要件
 - 第9条 図面，写真又は画像
 - 第10条 簡潔な説明
 - 第11条 意匠の国際分類
 - 第12条 意匠登録出願の検討に関する原則
 - 第13条 方式審査
 - 第14条 出願分割
 - 第15条 出願公告及び異議申立
 - 第16条 登録出願異議申立の審査
 - 第17条 実体審査
 - 第18条 出願の補正
 - 第19条 新規性の定義
 - 第20条 装飾的及び技術的特徴の評価
 - 第21条 意匠登録及び登録記録
 - 第22条 登録結果の公告

- 第3章 意匠登録後の手続
 - 第23条 意匠登録後の情報の訂正
 - 第24条 意匠登録証の写しの請求
 - 第25条 意匠登録後の訂正
 - 第26条 意匠登録の取消又は削除
 - 第27条 保護期間
 - 第28条 保護期間の維持
 - 第29条 権利の移転及び権利の移転の記録

第 30 条 意匠の使用許諾

第 4 章 意匠登録及びその他の手続のための代理

第 31 条 意匠登録及びその他の手続を受けられる者

第 32 条 代理人の選任

第 33 条 委任状

第 34 条 代理の終了

第 5 章 意匠登録に関する行政審理及び行政紛争解決

第 35 条 審理

第 36 条 行政審理

第 37 条 一時中断の請求

第 38 条 再検討

第 39 条 最終的な行政検討手続

第 40 条 最終検討委員会

第 6 章 複製物の作成

第 41 条 損傷又は紛失した書類の写し

第 42 条 書類の複製

第 7 章 意匠組織

第 43 条 監督機関

第 44 条 知的財産局の権利及び義務

第 45 条 地方及び首都ビエンチャン単位の科学技術局の権利及び義務

第 8 章 最終規定

第 46 条 実施

第 47 条 施行

第1章 総則

第1条 目的

本決定は、意匠に関する知的財産法を全国において調和して実施するために、登録、登録後の手続、代理、行政審理及び意匠当局等の意匠関係業務の実施に関する原則及び規則を定める。

第2条 意匠

意匠とは、ラオス人民民主共和国又は世界の他の場所で開発された新規製品の模様、形状又は外部特徴であり、物品において使用されるか又は物品に付され、特別の外観を与える形状、モチーフ、線、色彩又は装飾的形態を含む。

第3条 定義

本決定で使用する用語は、以下の定義を有する。

1. 「出願人」とは、意匠登録の登録、修正、一部若しくは全部の取消又は削除の申請を提出する個人、法人又は組織又は当該出願人の正当な承継人をいう。
2. 「申請」とは、意匠登録、修正及び一部又は全部の放棄を申請するために使用される1組の書類をいう。
3. 「異議申立人」とは、意匠登録に対する異議申立を提出する個人、法人又は組織をいう。
4. 「異議申立」とは、産業財産登録公報において公開された意匠登録出願に対する3.に定める第三者による異議の申立をいう。
5. 「取消」とは、意匠登録所有者又は知的財産法第44条に定める意匠登録の一部又は全部の取消の請求を提出する第三者による、一部又は全部の意匠登録の取消の請求の提出をいう。
6. 「削除」とは、第三者により提出される、意匠登録のすべての態様の削除の請求をいう。
7. 「類」とは、意匠登録に関するロカルノ分類に基づく意匠の国際分類をいう。
8. 「設計者」とは、製品を設計する個人又は共同で設計する者の集団をいう。
9. 「譲渡」とは、被譲渡人への意匠権者の権利の一部又は全部の移転をいう。
10. 「出願の分割」とは、1の出願の2以上の出願への分割をいい、各分割された出願は、原出願に表示された意匠に関するものでなければならない。
11. 「権利所有者」とは、意匠に対する法的権利を有する個人、法人若しくは組織又は被譲渡人をいい又はかかる者の正当な承継人をいう。
12. 「ライセンス許諾」とは、意匠の権利所有者がその意匠の排他的使用を他者に許諾する契約をいい、契約に定める条件に従ってライセンシーが契約を履行している場合に、ライセンシーに対して法的措置をとらない旨の契約を含む。
13. 「ライセンサー」とは、意匠を使用するライセンスを許諾する個人、法人又は組織をいう。
14. 「ライセンシー」とは、意匠権所有者からライセンスを許諾された個人、法人又は組織をいう。

15. 「委任状」とは、権利所有者がその者の代理として義務を遂行することを個人又は集団に授権した書類をいう。

16. 「許諾者」とは、意匠権者であつて、個人又は集団に対し、意匠登録出願の知的財産局への提出又は知的財産局へのその他の手続の実施において、その者の代理として義務を遂行することを委任した者をいう。

17. 「代理人」とは、意匠登録出願を提出すること又は知的財産局へのその他の手続を実施することを意匠権者により授権された弁護士又は代理人をいう。

第4条 意匠保護を受けられる者

知的財産法第26条に定める者は、意匠保護、登録証、登録証の更新、行政救済による紛争解決の請求、ラオス人民裁判所への苦情の申立並びに知的財産法及び本決定に定めるその他の手続を受ける権利を有する。

第2章 意匠出願

第5条 意匠証明書を取得するための要件

意匠証明書を取得するための要件は、以下を含む。

1. 意匠は、登録出願の出願日又は優先日前に、ラオス人民民主共和国又は世界の他の場所において、出版刊行物により、実際の使用により、博覧会中又はその他の方法により、公衆に開示されていない新規意匠でなければならない。
2. 意匠は、物品において使用されるか又は物品に付され、特別の外観を与えるように装飾的でなければならない。

登録を受けられない意匠は、知的財産法第22条に定める。加えて、使用する材料、製造手順又は作業の実施等の意匠に関する技術的特徴は、意匠として保護されない。

第6条 意匠登録出願の手続

個人、法人又は組織は、知的財産局の定型様式に従って、知的財産局又は関係する地方の若しくは首都ビエンチャンの科学技術局に出願を提出することができ、かつ、以下の段階に従うなければならない。

1. 知的財産局又は地方／首都ビエンチャンの関係する科学技術局に提出される意匠登録出願は、知的財産法第32条及び本決定第8条による最低要件を少なくとも満たさなければならない。
2. 知的財産局は、出願が最低要件を満たす場合は、出願を受理し、かつ、整理番号及び出願日を付した出願受理証を発行する。
3. 出願が地方／首都ビエンチャンの関係する科学技術局に提出される場合は、前記局は、出願を受理し、かつ、受理された出願の出願日時を付した出願受理証を発行し、出願が最低要件を満たす場合は、前記科学技術局は、出願を更なる処理のために知的財産局に提出する。その後、知的財産局は、出願が知的財産局に直接提出される場合と同等の出願受理証を発行する。
4. 知的財産局又は関係する地方／首都ビエンチャンの科学技術局は、出願が最低要件を満たさない場合は、前記出願を受理しない。
5. 登録出願人が出願の取下を意図し又は出願が無効とされ若しくは拒絶された場合は、納付された公式手数料及びサービス手数料は還付されない。
6. 登録出願人が知的財産法第29条に従って優先日を請求し、意匠の優先日請求期間が、優先日が付与された日から6月である場合において、当該期間の最終日が公休日又は知的財産局が非常事態に起因して出願を受理することができない日に当たるときは、最終日は、次の公式就業日まで延長される。

第7条 意匠登録出願書類一式

意匠登録出願書類一式は、以下の書類から構成される。

1. 知的財産局が定める定型様式に従う登録出願様式
2. 提出が代理人によってなされる場合は、委任状原本
3. 原意匠創作者でない出願人については、出願人の権利の所有を証明する証明書を提出する。

4. 出願人がラオス人民民主共和国又は国外で先に提出された出願に基づく優先日を請求する場合は、知的財産法第29条第4段落を遵守しなければならない。
5. 意匠をすべての角度の特徴とともに明瞭に表示する図面、写真、画像及びひな形は、正面、背面、上面、底面、左側面、右側面及び全体の角度を含む7つ以上の異なる角度を少なくとも示さなければならない。組物の意匠については、当該組物の各構成要素について7つの異なる角度がなければならない。
6. 意匠に関する製品分類又は商品の簡潔な説明
7. 公式手数料及びサービス料金の受領証

第8条 出願日を取得するための最低要件

出願日を付与されるための最低要件を満たす意匠登録出願には、以下を含めなければならない。

1. 出願人の名称、宛先及び国籍
2. 意匠のすべての角度の特徴を示すための意匠を明瞭に表示する図面、写真又は画像
3. 公式手数料及びサービス料金の受領証

加えて、提出が代理人によって行われる場合は、代理人の名称及び宛先を表示する委任状がなければならない。最低要件に従って提出される出願は、次の段階として方式審査に進むために、15日以内に完全な書類一式を含まなければならない。

第9条 図面、写真又は画像

図面、写真又は画像は、意匠の使用又は特徴が相互に如何に関係しているかを示すために、当該意匠を明瞭に示さなければならない。図面、写真又は画像は、当該意匠の特徴を表示することができるために必要なすべての角度の詳細を示さなければならない。

意匠が平面である場合は、当該意匠の異なる特徴を識別することができるようにひな形を更に提供することができる。当該ひな形は、20×20×20センチメートルを超えてはならない。

意匠が立体である場合は、全体画像及び当該意匠の特徴を識別することができるために必要な追加画像を添付する。

図面、写真又は画像には、意匠の構成要素でない他の物品又は意匠に関係しない製品の他の構成要素を含めてはならない。

図面、写真又は画像は、意匠を明瞭に示すことにより、非光沢の上質紙に表示しなければならない。線又はモチーフは、明瞭であり、太く、かつ、品目ごとに20×28センチメートルを超えず又は14×20センチメートル以上の寸法でなければならない。登録出願人は、意匠の図面、写真又は画像を電子様式で提出することができる。

第10条 簡潔な説明

登録出願とともに提出される意匠の簡潔な説明は、意匠の独自の特徴を明瞭に表示するすべての構成要素を表示し、先の意匠と区別される新規性を表示し、出願書類一式とともに提出される図面、写真又は画像と一致し、かつ、意匠とともに使用される物品又は商品の種類を表示しなければならない。

意匠が装飾的である場合は、説明は、意匠と、意匠とともに使用されるか又は意匠が付き

れ、特別の外観を与える物品との間の関係を表示しなければならない。
意匠が物品又は商品の組物である場合は、説明は、当該物品又は商品の組物の各部分の特性を明瞭に表示しなければならない。

第 11 条 意匠の国際分類

意匠登録出願には、意匠の国際分類を表示する。
国際分類は定期的に更新される場合があるため、出願には、出願時に現に使用されている意匠の国際分類を表示する。
国際分類が出願の審査中に更新されている場合は、知的財産局は、正確な分類を表示することにより出願を補正するべき旨を出願人に通知する。

第 12 条 意匠登録出願の検討に関する原則

意匠登録出願の審査は、知的財産法第 28 条に定める原則に従う。同一の内容又は類似の内容の複数の意匠登録出願が同時に存在する場合は、優先日を有する同一の内容又は類似の内容の意匠の審査を行う。

知的財産局は、出願の審査を完了した場合は、当該優先日を有する出願を登録し、かつ、後の優先日を有する出願に拒絶通知を発行する。後の優先日を有する出願の審査が最初に完了し、かつ、当該出願が登録要件を満たす場合は、知的財産局は、当該出願に係るその審査を、先の優先日を有する出願の審査が終結するまで中断する。

知的財産局は、当該意匠が知的財産法又は本決定に従っているか否かの可能性に関する法的助言又は勧告を行わない。ただし、登録出願人は、調査する必要がある意匠の分類を特定し、かつ、関係するサービス料金を納付することにより、知的財産局のデータベースにある意匠の調査の請求を提出して、調査の対象である意匠が既に登録されているか否かを特定することができる。

意匠調査の結果は、知的財産局の予備的データベースのみにおける意匠に関する調査結果にすぎず、国際データベースにおける追加調査が必要であることから、当該意匠が登録を受けることができることを意味するものではない。

第 13 条 方式審査

知的財産局が意匠登録出願の整理番号を発行した後、知的財産局は、知的財産法第 32 条並びに本決定第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定に従って、出願書類一式の完全性、正確性及び関連性に関する方式審査を実施する。方式審査は、出願が受理された日から 60 日以内に実施される。

出願書類一式が要件に従って不完全、不正確又は矛盾している場合は、知的財産局は、通知の日から 60 日以内に、当該要件を満たすための書類又は補正を提供するべき旨を登録出願人に通知する。

登録出願人が当該期限を遵守することができない場合は、知的財産局は、当該出願が検討されず、かつ、無効とみなされる旨を当該出願人に書面で通知する。

出願が方式審査の要件を満たす場合は、知的財産局は、当該出願を産業財産登録公報において公告する。

第14条 出願分割

意匠登録出願は、何時でも2以上の出願に分割することができるが、これは、登録証の発行、最終拒絶又は取消の前に行なう。分割された登録出願は、当初提出された原出願を基礎とするべきであり、かつ、各新たな出願において原出願の整理番号及び出願日を特定することにより、当該新たな出願が原出願から分割されたことを説明する記載が必要である。原出願に関しては、意匠の種類分類を維持する補正が必要である。分割された出願は、第6条に従って、補正された原出願とともに提出する。

各分割された出願は、原出願による出願日を付与されることができ、各分割された出願は、公式手数料及びサービス料金の対象となる。

第15条 出願公告及び異議申立

知的財産局は、意匠登録出願を、当該意匠登録出願の方式審査を完了した後15日以内に産業財産登録公報において公告する。公告には、以下の情報を含める。

1. 意匠の名称
2. 意匠の説明図
3. 意匠の種類分類
4. 整理番号及び出願日
5. 出願人の名称及び宛先

出願人が意匠の説明図の公衆への開示を希望しない場合、意匠登録出願の提出と同時に、出願人は、出願の公開及び意匠登録の公告が行われる際の図面、写真、画像又はひな形等の意匠の説明図の開示の延期を請求することができる。当該開示の延期は、出願日又は優先日(あれば)から18月を超えないものとし、かつ、公式手数料及びサービス料金の対象となる。

第三者は、知的財産法第39条に従って、産業財産登録公報による公告の日から60日以内に、知的財産局の定型様式を使用し、かつ、サービス料金を納付することにより、当該出願に対して異議申立をすることができる。

意匠登録出願に対する異議申立には、以下の書類を含める。

1. 意匠登録出願に対する異議申立様式
2. 異議申立のための書類及び証拠
3. サービス料金受領証

第16条 登録出願異議申立の審査

登録出願に対する異議申立の審査は、以下のとおり進行する。

1. 知的財産局は、異議申立を受理した後、異議申立を受けた意匠登録出願人に適時に通知する。
2. 意匠登録出願人は、知的財産局からの異議申立の通知から60日以内に、異議申立に関する意見書を自己の意匠に関する証拠とともに知的財産局に提出する。
3. 知的財産局は、意見書を異議申立人に送付する。
4. 知的財産局は、当該意見書及び証拠情報を審査する。
5. 異議申立人及び/又は意匠登録出願人からの証拠情報が不完全又は不明瞭である場合は、知的財産局は、異議申立人及び/又は意匠登録出願人に弁明又は証拠若しくは追加情報

の提示を求める通知を発行する。

6. 意匠登録出願人又は異議申立人が知的財産局からの求めの通知に発行日から 60 日以内に応答しない場合は、知的財産局は、既存の証拠に従って異議申立を審査する。

7. 知的財産局は、審査の結果を正当化理由とともに意匠登録出願人及び異議申立人に通知する。

8. 知的財産局は、審査をし、かつ、異議申立が正当化され、十分な証拠を有すると認めた場合は、意匠登録出願を拒絶する。

9. 知的財産局は、審査をし、かつ、異議申立が正当化理由及び十分な証拠を欠くと認めた場合は、意匠登録出願の審査を継続する。

10. 当事者が決定の結果に納得しない場合は、当該当事者は、決定を発出する最終検討委員会を設け、行政手続による最終検討を知的財産局に請求することができる。当該請求は、知的財産局からの通知の日から 60 日以内に提出する。

第 17 条 実体審査

知的財産局は、知的財産法第 15 条の要件に照らして及び第 22 条に従って出願を審査するために、知的財産法第 40 条に従って、知的財産局のデータベースに基づいて及び国際データベースにおいて実体審査を実施する。

知的財産局は、出願ファイルが登録要件を満たさない場合は、意匠登録出願を拒絶するものとし、かつ、知的財産局は、暫定拒絶の根拠を意匠登録出願人に通知する。

意匠登録出願人は、暫定拒絶通知を受領した後、通知の発行日から 60 日以内に、情報及び書類又は意見書を知的財産局に提供しなければならない。

知的財産局は、必要と認められる場合、意匠登録出願人に追加情報を請求することができる。登録出願人が通知の期限を遵守しない場合は、当該出願は、検討されず、かつ、放棄されたものとみなされる。

知的財産局は、十分な正当化理由があるときは、最初の通知の終了日から更に 30 日間期限を延長することができる。

知的財産局は、提供された情報、書類又は意見書が登録要件を満たさないと認められる場合は、意匠登録出願を最終的に拒絶し、かつ、意匠登録出願人に通知する。

図面、写真又は画像が他の物品を含む場合は、知的財産局は、出願人が当該物品が意匠の一部又は別個の部分であることを証明することができるように意匠登録出願人に通知する。知的財産局が審査を完了し、出願ファイルにおける図面、写真又は画像が無関係であり又は登録のために提出された意匠の一部でないと認めた場合は、知的財産局は、第 9 条の規定に従って図面、写真又は画像を再提出するべき旨を意匠登録出願人に通知する。

知的財産局が図面、写真又は画像が理解できない意匠の外観を有すると認めた場合は、知的財産局は、より理解しやすく、より明瞭な図面、写真又は画像を再提出するべき旨を登録出願人に通知する。

第 18 条 出願の補正

知的財産法第 42 条に従って、審査中に、意匠登録出願人は、知的財産法第 42 条の規定に従って、公式手数料及びサービス料金を納付することなく、何時でも出願を補正することができる。ただし、補正は、登録、放棄及び最終拒絶又は当該出願のその他の審査の終了の前に

行わなければならない。当該出願の補正は、更なる意匠、種類の類又は当初の出願ファイルにおける意匠の主要な特徴の変更を加えてはならない。

第 19 条 新規性の定義

意匠の新規性を確定するために、知的財産局は、意匠登録出願における意匠を、先の公表された情報及びラオス人民民主共和国及び国外における登録に関する情報並びにその他の公に利用可能な情報と比較する。

審査中の意匠は、他の先に開示された意匠と類似している場合は、新規とはみなされない。世界の何れかの場所における以下の何れかの行為は、意匠の開示とみなされる。

1. 登録されること
2. 公表されること又は意匠が検索可能であること
3. 刊行物、広告宣伝資料又はその他のものにおいて公表されること
4. 意匠又は当該意匠とともに使用されるか若しくは当該意匠を付された物品から商業的利益を求める活動

加えて、世界の何れかの場所における何れかの形態による意匠の公開もまた、当該意匠の開示とみなされる。

意匠に関する通信又は情報交換等の例外は、当該通信が秘密保持契約の範囲内で又は当該情報を公衆に開示する意図がない状況の中で実施される場合は、公衆への開示とはみなされない。以下の通信は、公衆への開示とはみなされない。

1. 書面による秘密保持契約に基づくもの
2. 権利所有者の組織又は企業内のもの
3. 家族、親族又は指定された知人内のもの
4. 弁護士又は代理人に対するもの
5. 商業的に使用されていない意匠の潜在的な権利被譲渡人に対するもの

知的財産局は、意匠の新規性に関して疑義を有する場合は、登録出願人に対し、すべての開示及び関連する通信に関する説明の提供を請求することができる。

第 20 条 装飾的及び技術的特徴の評価

意匠は、意匠とともに使用されるか又は意匠を含む物品が特別の外観を有することができるような方法で装飾的でなければならない。装飾的であるという要件は、形状、線、色彩又は意匠の全体的外観特徴となるその他の構成要素を検討することにより、意匠の全体的外観特徴に基づいて評価される。物品は、顕著な外観特徴を有する場合であっても、当該外観特徴が発明の技術的特性を示す場合は、装飾的であることができない。意匠がかかる特性を示す場合は、当該意匠は、知的財産法第 22 条 1 に従って登録を拒絶される。

第 21 条 意匠登録及び登録記録

知的財産局は、出願ファイルが知的財産法及び本決定の登録要件を満たす場合は、意匠を登録し、登録簿及びそのデータベースに記録を作成する。

知的財産局は、異議申立があり、かつ、当該異議申立請求が処理され又は検討段階において審査されたが、当該異議申立又は最終段階の審査が登録に影響を与えない場合も、同一の手続を実施する。

第 22 条 登録結果の公告

意匠を登録した後，知的財産局は，知的財産法第 44 条に従って，当該登録の結果を，15 日以内に産業財産登録公報で公告する。

意匠登録出願人は，出願人が公告に誤りがあると認め，かつ，請求が公告の初日から 60 日以内に提出される場合は，サービス料金を納付することなく，登録の結果を訂正された情報とともに再公告するよう知的財産局に請求することができる。

第3章 意匠登録後の手続

第23条 意匠登録後の情報の訂正

意匠権者は、知的財産局の定型様式を使用し、かつ、サービス料金を納付することにより、意匠権者の名称若しくは宛先又は名称及び宛先に関する情報を訂正するために知的財産局に請求を提出することができる。

知的財産局は、すべての変更をデータベース及び登録簿に記録した後、産業財産登録公報において公告する。

第24条 意匠登録証の写しの請求

意匠権者は、ラオス人民裁判所での裁判手続における証拠として使用するため、国外における意匠登録のため及び損傷又は紛失した登録証の代わりとして使用するため又は証明書の更新のために、意匠登録証の写しを請求することができる。

意匠権者は、様式を提出し、かつ、サービス料金を知的財産局に納付しなければならない。

第25条 意匠登録後の訂正

意匠が登録された後、意匠権者は、登録に関する書類における一部の情報の訂正の請求を提出することができる。知的財産局の定型様式に従って請求を提出し、かつ、サービス料金を納付することによる、出願人に起因する登録出願ファイルにおける一部の誤りの訂正に関しては、知的財産局は、軽微な訂正のみを許容することができる。知的財産局は、当該訂正に関する情報を産業財産登録公報で公告する。

第26条 意匠登録の取消又は削除

第三者は、知的財産法第44条に従って、産業財産登録公報における公告における登録日から5年以内に、意匠登録の取消又は削除請求を提出する権利を有する。意匠登録の取消又は削除の請求は、知的財産局の定型様式に従い、かつ、サービス料金を納付する。

知的財産局は、第三者から取消又は削除請求を受理したときは、意匠権者に通知する。

意匠権者は、意匠権者への知的財産局からの通知の発行日から60日以内に意見書を提出することができる。

知的財産局は、意匠権者が意見書を提供しなかった場合は、当該意匠の取消又は削除通知を発行し、かつ、意匠権者に通知し、これにより、意匠権者がその意匠登録の当該取消又は削除に同意したものとみなす。

知的財産局は、知的財産法第139条の規定に従って、第三者がラオス人民裁判所に苦情を申し立て、かつ、意匠登録を取消又は削除する裁判所の判決が下された場合は、当該意匠登録を取消又は削除する。

知的財産局は、その取消又は削除の結果を、意匠権者又は当該取消又は削除を請求した者に通知する。

知的財産局は、データベースに記録し、かつ、当該取消又は削除を産業財産登録公報において公告する。

第 27 条 保護期間

意匠は、出願日から 15 年の保護期間を有する。

保護期間を維持するためには、意匠権者は、5 年の間隔ごとに公式手数料及びサービス料金を前納する。

第 28 条 保護期間の維持

登録意匠は、当初 5 年の保護期間を有する。当該保護を維持するためには、意匠権者は、知的財産局の定型様式に従って保護期間の延長の請求を提出し、かつ、公式手数料及びサービス料金を納付することにより、都度 5 年の間隔で 2 回、保護の延長を請求することができる。

意匠権者は、保護期間を維持するために各満了日前 6 月以内に公式手数料及びサービス料金を納付することができ、知的財産局は、公式手数料及びサービス料金を納付するための通知を意匠権者に発行しない。知的財産局は、意匠が保護期間の維持のための公式手数料及びサービス料金の未納に起因して失効した場合に限り、所有者に通知する。意匠権者が期限に従って公式手数料及びサービス料金を納付しなかった場合は、知的財産局は、保護期間の満了日から起算して更に 6 月まで納付期間を延長することができるが、かかる延納には罰金が科される。

第 29 条 権利の移転及び権利の移転の記録

意匠権者は、その権利の一部又は全部を契約、相続又は贈与により移転することができる。登録された意匠権の移転がある場合は、当該権利の譲渡人又は被譲渡人は、当該権利の移転を知的財産局の定型様式に従って知的財産局に通知し、かつ、サービス料金を納付する。知的財産局は、権利の移転をそのデータベース及び登録簿に記録した後、産業財産登録公報において公告し、かつ、被譲渡人に譲渡証を発行する。被譲渡人が移転を通知する者である場合は、かかる者は、当該書類の写しを譲渡人に送付する。

意匠に関する法人又は組織の所有権の移転がある場合は、所有権の移転に関する規定を遵守することが要求される。別段の指示がある場合は、法人又は組織の当該所有権の移転は、当該法人又は組織の当該意匠のすべての権利の移転とみなされる。

弁明の必要又は疑義がある場合は、知的財産局は、追加の情報及び書類を提供するべき旨を、譲渡を通知する個人、法人又は組織に通知することができる。

譲渡は、当事者が当該権利の移転を通知し、かつ、当該権利が知的財産局に登録されていない限り、当事者に対して効力を生じない。

第 30 条 意匠の使用許諾

意匠権所有者は、その意匠の一部又は全部を商業目的で使用することを他者に許諾することができ、これは、契約を締結することにより行うことができるが、これは、知的財産法第 47 条の定めによる意匠に関する権利の移転とはみなされない。

当該意匠を使用するライセンスを受けた法人の所有権移転がある場合は、当該ライセンスは、ライセンス契約又は所有権の移転の書類に別段の指示がない限り、法人の所有権の移転とともにすべて移転されたものとみなされる。

当該意匠の使用許諾を受けた法人の所有権の移転がある場合は、契約に別段の指示がない限

り，他者に発行された意匠の使用許可は，無効とならない。

第4章 意匠登録及びその他の手続のための代理

第31条 意匠登録及びその他の手続を受けられる者

知的財産法第26条による意匠登録についての保護及びその他の手続を受けられる者を代理することができる者は、以下の基準を満たさなければならない。

1. 複数の共同所有者を有する単一出願がある場合は、共同所有者の中から1の者を、出願を提出するための代表者として選任しなければならない。
2. ラオス人民民主共和国において法的活動に従事する免許を受けた弁護士
3. 知的財産代理人
4. 法人又は組織の代表者又は職員
5. 登録出願人に雇用された個人

外国の国民である意匠登録出願人は、ラオス人民民主共和国において法的事項に従事する免許を受けた知的財産専門家又は弁護士を通じて意匠登録出願を提出する。代理人になることができる者は、知的財産権に熟達し、ラオス人民民主共和国における宛先を有し、かつ、知的財産局の認可を受けた者である。

第32条 代理人の選任

代理人とは、意匠登録出願人又は許諾者の署名が付された委任状により選任された者である。

意匠登録出願の共同出願人が多数存在する場合は、委任状には、死亡者を除く全員の署名を含めなければならない。

本決定第33条及び本章のその他の規定に従って、意匠登録出願人は、すべての代理人が同一の宛先を有する場合は、複数の代理人を選任することができる。

第33条 委任状

委任状とは、自己の代理として行為を行う者を選任する法的書類である。

委任状には、以下を含める。

1. 代理の要件及び範囲
2. 知的財産局への手続を実施するために付与された権限
3. 期間(あれば)
4. 許諾者は、知的財産局とのやり取り中に生じたサービス及びその間に生じた費用に対する補償を受ける代理人の権利に影響を及ぼすことなく、何時でも解除することができる。

知的財産局は、委任状の要件が法令を遵守していない場合を除き、委任状に定める要件を認める。

知的財産局は、1の委任状は1の出願のみに特別に適用されるものとみなす。委任状に代理の許可又はその他の関係手続の範囲及び期間を表示しない場合は、委任状の有効性は、出願に関する手続又はその他の手続が完了したときに失効するものとみなされる。

委任状は、書面で作成し、かつ、許諾者の署名を含めなければならない。委任状を発行する者が法人又は組織である場合は、委任状には、法人又は組織の授権された者の署名がなければならない。

第34条 代理の終了

代理は、許諾者が委任状を取り消し又は代理人が代理人であることから自ら退いた場合に終了する。代理人が代理人であることから自ら退いた場合は、知的財産局及び許諾者に通知しなければならない。

第5章 意匠登録に関する行政審理及び行政紛争解決

第35条 審理

知的財産局は、誤りを防止し、訂正するために必要な行政手続を実施することにより、意匠登録の審理を実施する権利を有する。

第36条 行政審理

個人、法人又は組織は、以下の状況に応じて、知的財産局からの通知の日から90日以内に、誤りを含むか又は法令の要件を遵守しない意匠登録手続を再検討するよう知的財産局に提案することができる。

1. 公式手数料又はサービス料金を納付することなく、知的財産局により生じた誤りの訂正を請求する
2. 公式手数料及びサービス料金を納付することにより、意匠登録出願人に起因する誤りの訂正を請求する
3. 以下の1の再検討を請求する
 - 3.1. 審理を必要とする要求又は決定
 - 3.2. 事実及び法的根拠
 - 3.3. 検討するよう知的財産局に提案された措置

請求は、再検討の請求を裏付ける弁明若しくは説明の請求又は最終的な行政検討の請求も含むことができ、これは、無料で検討することができる。

第37条 一時中断の請求

本決定第36条に従う行政審理請求は、第三者の利益を考慮することにより公正さを求めるために、再検討の対象であるか又は行政手続における最終的な行政検討の対象である知的財産局による審査手続を一時的に中断する請求も含むことができる。

第38条 再検討

知的財産局は、意匠登録の再検討の請求について、再検討を求める者が当該再検討請求の十分な理由を有し、かつ、本決定との矛盾を認めた場合は、これを受理する。

提案人が再検討結果に納得しない場合は、提案者は、再検討結果に関する知的財産局からの通知の日から起算して30日以内に、知的財産局の最終検討委員会に最終的な行政再検討を請求することができる。提案者が当該期限内に行為を行わない場合は、これは、権利の放棄とみなされる。

第39条 最終的な行政検討手続

知的財産局に意匠登録を求める個人、法人又は組織は、サービス手数料を納付することにより、最終検討委員会に最終的な行政検討を請求する権利を有する。

最終的な行政検討手続の請求につながった承認、確認、拒絶又は検討にかかわる知的財産局の技術職員は、最終検討委員会に情報を提供するために、検討において使用された法的原則及び事実に関する弁明を行う。

最終検討委員会は、勧告を行うために専門家を招くことができる。最終検討委員会は、本条

に従って最終検討手続を実施し、かつ、関係する法的原則及び事実を特定することにより、その決定の覚書を書面で作成する。当該決定の覚書は、最終検討手続を発生させた者に送付される。行政手続における当該最終検討は、提案者が本決定第 36 条 3 による必要な情報を提供することができない場合は、無効とする。

最終検討委員会は、関係当事者に最終検討委員会が下した決定の結果の通知を発行するために、行政手続における最終裁決の請求ファイル及び決定の覚書を知的財産局に送付し、これにより、行政裁決手続は終了したものとみなす。

第 40 条 最終検討委員会

知的財産局は、承認、確認、拒絶又は意匠登録手続に関する決定の結果に関して行政手続による最終検討を実施するために、最終検討委員会を設ける。

第6章 複製物の作成

第41条 損傷又は紛失した書類の写し

意匠登録に関する書類の写し又はその他の書類が損傷又は紛失した場合は、知的財産局は、前記書類の複製物を作成しなければならない。

第42条 書類の複製

知的財産局は、損傷又は紛失した書類一式又はその他の書類を複製する。出願又はその他の手続に関する書類一式又はその他の書類が損傷又は紛失した場合は、知的財産局は、出願人又は書類一式の所有者に対し、関係する書類又は知的財産局との通信の記録の写しを送付し、かつ、記録されていないが、意匠登録出願人又は書類一式の所有者が認識している知的財産局との通信に関する書類又は書類一式を含む写しの正確性及び完全性を確認するよう提案する。

第7章 意匠組織

第43条 監督機関

科学技術省の知的財産局は、知的財産法及び本決定に定める要件に従って、意匠登録出願を審査し、意匠登録証を発行する責任を負う。

地方／首都ビエンチャンの科学技術局は、知的財産局の割当に従って、意匠登録出願の受理に関するサービスを提供する責任を負う。

地域、地方自治体及び市の科学技術部局は、地方／首都ビエンチャンの科学技術局からの割当に基づいて機能する。

第44条 知的財産局の権利及び義務

知的財産局は、以下の権利及び義務を有する。

1. 意匠に関する決定の公告、勧告の発出及び通知の発行
2. 意匠の管理及び保護のための立法及び規則の調査及び省への提案
3. 登録、更新及び名称又は宛先の変更の記録に係る申請の受理及び検討。意匠に関する使用許諾、権利の移転又はその他の提案
4. 意匠情報の記録及び保持
5. 知的財産局のデータベースからの意匠調査サービスの提供
6. 意匠登録に関する登録、拒絶、取消又は削除及びその他
7. 意匠登録出願に対する異議申立請求の調査及び検討
8. 意匠登録に関する行政審理請求の調査及び検討
9. 意匠登録に関する上訴請求の調査及び検討
10. 意匠登録についての実施の奨励及び促進
11. 科学技術省により割り当てられたその他の権利及び義務の履行

第45条 地方及び首都ビエンチャン単位の科学技術局の権利及び義務

地方／首都ビエンチャンの科学技術局は、以下の権利及び義務を有する。

1. 最低要件に従う意匠登録出願の受理並びにその正確性及び完全性の確認
2. 申請、公式手数料及びサービス手数料の更なる処理のための知的財産局への提出
3. 地域、地方自治体及び市単位の科学技術部局への適切な責任の割当、並びに
4. 意匠登録の実施の奨励及び促進
5. 知的財産局からの割当に従うその他の権利の行使及びその他の義務の遂行

第8章 最終規定

第46条 実施

知的財産局，地方及び首都ビエンチャンの科学技術局並びに地域，地方自治体及び市単位の科学技術部局は，本決定を厳格に実施することを割り当てられる。

第47条 施行

本決定は，署名日及び公報における公告から15日後に施行される。

本決定は，2012年9月20日付けの意匠に関する知的財産法の実施に関する科学技術省の決定No. 755/MoSTを置き換える。

本決定に反する規定及び決定は，無効とする。